

性別によるアンコンシャス・バイアスに関する若い世代向けの啓発業務 委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する性別によるアンコンシャス・バイアスに関する若い世代向けの啓発業務を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

性別によるアンコンシャス・バイアスに関する若い世代向けの啓発業務

2 事業の目的

「性別によるアンコンシャス・バイアス」について、児童・生徒並びに保護者が学べる啓発資料及び啓発動画を作成し、若い世代の性別によるアンコンシャス・バイアスの予防・解消を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和8（2026）年3月31日まで

4 業務内容

（1）勉強会の開催

ア 事業の構成

高校生を対象として、性別によるアンコンシャス・バイアスに関する勉強会を開催し、参加生徒への啓発を行うとともに、4（2）及び（3）の啓発資料及び啓発動画に掲載するために、生徒が考えた自身の性別によるアンコンシャス・バイアスの具体例及び解消に向けたアイデアと有識者の意見とを集約し、当該資料及び動画の原案を作成する。

勉強会の構成は、第1回勉強会、生徒の自主的活動、第2回勉強会の3つとする。

イ 事業の内容・運営

（ア）事業の内容及び運営上の留意点は、以下のとおりとする。

①第1回勉強会

有識者の講義を通じ、性別によるアンコンシャス・バイアスに関する基礎知識を習得する。
このほか4（2）の啓発資料及び4（3）の啓発動画に掲載するための、生徒自身の性別によるアンコンシャス・バイアスの具体例及び解消に向けたアイデアを検討するための自主的活動の計画を作成する。

- ・乙は第1回勉強会開催に当たり、講師及び生徒との連絡調整、必要資材の準備、運営マニュアルの製作及び当日の運営を行う。

②生徒の自主的活動

生徒は計画に基づき、各自で自主的な探究活動に取り組み、生徒自身の性別によるアンコンシャス・バイアスの具体例及び解消に向けたアイデアについて検討する。

- ・乙は、生徒が活動を進めるに当たって生じた疑義について問合せができる窓口を設定し、受け付けた疑義に対しては、甲と協議の上、回答内容を決定する。

③第2回勉強会

生徒は計画に基づく探究結果を発表する。その後、有識者の指導の下で生徒が発表した生徒自身の性別によるアンコンシャス・バイアスの具体例及び解消に向けたアイデアを集約し、啓発資料及び啓発動画の原案を作成する。

- ・乙は第2回勉強会開催に当たり、講師及び生徒との連絡調整、必要資材の準備、運営マニュアルの製作及び当日の運営を行う。

(イ) 開催の時期及び会場等は次のとおりとする。

- ・上記(ア)①から③の実施時期は6月から10月までの間で夏休みや休日の利用により参加しやすい日程を設定することとし、乙の提案により甲と協議の上決定する。
- ・上記(ア)①及び③の開催会場は、宇都宮市内で10組程度の参加が可能な広さを有するとともに、参加者の駐車場が確保できる施設とし、乙の提案により甲と協議の上決定する。
- ・上記(ア)①及び③の有識者は、(一社)アンコンシャスバイアス研究所を例として、性別によるアンコンシャス・バイアスに関する専門的知見を有し、児童生徒に対する講義の実績を有している者から検討することとし、乙の提案により甲と協議の上決定する。

ウ 参加者の募集・取りまとめ

- ・対象者は県内の高校生とし、2名から4名程度のグループ単位での参加とする。
- ・乙は参加者の募集及び取りまとめを行う。
- ・事業を実施する上での教育委員会事務局等との事前の調整は、甲が実施するものとする。

(2) 啓発資料の作成

ア 啓発資料の内容

4(1)の勉強会で作成した啓発資料の原案を踏まえ、県内学校の授業での活用を想定した啓発資料を作成する。啓発資料は、保護者等への聞き取りを想定したワークシートとするなど、家庭においても学習内容を共有できるような工夫を凝らした内容とする。

なお、小学5年、中学2年及び高校2年の各学年向けに3種類作成することとし、学年に応じて取り扱う内容や掲載資料を変えることとする。

また、啓発資料作成に当たっては4(1)勉強会の有識者による監修を受けるとともに、その

他全体的な構成については、乙の提案により甲と協議の上内容を決定する。

イ 啓発資料の仕様

- ・ A4 見開きで 4 ページ程度のカラー刷り
- ・ 50,000 部程度印刷して納品する。（各学年別の印刷部数は甲と協議の上決定する。）
- ・ このほか電子データを併せて納品する。

（３）啓発動画の作成

ア 啓発動画の内容

４（１）の勉強会で作成した啓発動画の原案を踏まえ、県内学校の授業での活用を想定した啓発動画を作成する。

なお、小学５年、中学２年及び高校２年の各学年向けに３種類作成することとし、学年に応じて取り扱う内容や掲載資料を変えることとする。

また、啓発動画作成に当たっては４（１）勉強会の有識者による監修を受けることとするとともに、その他全体的な構成について、乙の提案により甲と協議の上内容を決定する。

イ 啓発動画の仕様

- ・ 各学年向けの本編動画（５～１０分程度）３種類、広告用ショート動画（１５秒程度）１種類
- ・ 電子データで納品する。

５ その他

（１）業務責任者等の通知

委託契約後、乙は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

（２）成果品に関する権利

事業の成果は甲に帰属する。ただし、参加生徒自身が、本事業に参加した成果を学校等で発表するために作成した資料等は作成者に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

（３）第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

(4) 完了報告書の提出

受託者は、委託業務を完了したときは、10 日以内に栃木県に対して業務完了報告書を提出するものとする。業務完了報告書には、実施した事業の実績報告書を含むものとする。

(5) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

(6) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

(7) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和 12（2030）年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。